

大熊町農業復興の歩みを伝える魅力発信業務委託 仕様書（案）

1. 業務の目的

大熊町は令和5年12月に策定した「大熊町第三次復興計画」において、主な施策として「魅力的な産業づくり」を掲げている。町内では、営農再開が進む中、震災後に生まれた新たな地元産品や、震災前からの特産品を復活させようとする動きもみられる等、様々な生産者が創意工夫を重ねながら農業の復興に取り組んでいる。

一方、福島県産品に対する風評の払拭に向けては、ALPS処理水の海洋放出などの社会的事案も踏まえつつ、放射線や食品の安全性について、科学的根拠に基づく正確な情報を分かりやすく発信し、消費者の理解を深めていくことが求められている。

本業務では、農産物の魅力や安全性、生産者の思いと復興に向けた歩みを広く伝え、「大熊町の今」への理解と共感を育むことで、風評の払拭と町内農産物等の認知度向上を図るとともに、購入や来訪、継続的な交流を促し、交流人口の増加、農業の振興及び地域の活性化につなげることを目的とする。

2. 業務概要

- (1) 委託業務名：大熊町農業復興の歩みを伝える魅力発信業務委託
- (2) 委託期間：契約締結日から令和9年3月31日まで

3. 業務内容

県外の地域情報発信イベントや農産物販促イベントを企画運営及び参加出展するとともに、大熊町内の地域資源を活用したツアーイベント（フィールドツアー）を通じ、県外の消費者層に向けて町内農産物の魅力及び安全性を広く周知広報する。また、各メディア媒体を用いた広告や記事によって当町の農産物の魅力や安全性に関する理解を得ることで、交流人口増加促進を図り、もって当町の復興推進及び地域活性化を目指すものとする。

<大熊町農と食のフィールドツアー>

- ① ツアーイベント：首都圏及び関西圏から参加者を募るフィールドツアー
- ② 企画提案イベント：企画提案に基づくイベント

<国内で開催されるイベント等への出展・PR>

- ① 出展及び物販イベント：当該イベントについては、当町PRのため業務の中で大熊産農作物や加工品等の販売に向けた調整を行うこと。
- ② 企画提案イベント：企画提案に基づくイベント

＜マスメディア等を活用した情報発信＞

- ① マスメディアの活用：新聞媒体やウェブサイトによる情報発信
- ② インフルエンサーの起用：インフルエンサーによる SNS を通じた情報発信

(1) 本施策の企画立案

① 農と食のフィールドツアーについて

大熊町の復興の現状、食品の安全性、新たな取組や町の魅力を、実際に「見て・知り・理解する」ことを目的に、首都圏および関西圏在住者を対象としたツアーを実施する。ツアーでの体験を参加者自身が SNS で発信するほか、インフルエンサーやマスメディアも活用し、「大熊町の今」を広く発信する。

- ・首都圏および関西圏在住者を対象に、1泊2日のツアーを計2回実施する。参加者は各回5組10名程度とする。
- ・ツアーでは、「ネクサスファーム」または「ReFruits」いずれかのフィールドを選択し、(1)大熊町の紹介と震災体験についての講話、(2)大野駅西交流エリアの見学、(3)中間貯蔵施設の見学、(4)学び舎ゆめの森の校内見学、(5)FUN EAT MAKERS in Okuma での食事 などを実施する。
- ・ツアーにインフルエンサーを招待し、ツアーの模様を YouTube 動画等で発信する。
- ・いずれか1回のツアーにおいて福島県内のテレビ局とタイアップし、県内テレビ局および在京キー局の番組内でツアーの模様を紹介する。
- ・ツアーでの体験を自身の SNS へ投稿することを参加条件とする。なお、参加者の選考にあたっては SNS のフォロワー数を考慮する。

② 国内で開催されるイベント等への出展・PRについて

国内で開催されるイベント等に出展し、復興の現状、食品の安全性、新たな取組や町の魅力を来場者へ直接伝える。併せて、マスメディアやSNS等を活用し、出展を通じて、「大熊町の今」を広く発信する。

- ・キッチンカーや出展ブースにて、ネクサスファームで収穫したイチゴ「おおくまベリー」や、ReFruits で収穫したキウイフルーツを使用した商品の販売、サンプルの提供、試食等を実施する。
- ・展示ブースでフィールドツアーの模様を紹介する動画を放映するほか、大熊町の復興状況や各種取組を紹介するパネルを展示する。ブースへの回遊・訪問を促すため、アンケート回答者を対象に特産品（イチゴやキウイ等）が当たるガラポン抽選を実施する。
- ・出展エリアには、過去に大規模地震等の被災を経験した地域を含めるものとする。

③ マスメディア等を活用した情報発信について

上記①、②の取組について新聞やマスメディアのウェブサイト等を活用した情報発信を展開するとともに、影響力のあるインフルエンサーを積極的に起用し、YouTube や Instagram 等の SNS を通じた情報発信を実施する。これにより、ツアー参加者やイベント来場者のみならず、広く一般へ「大熊町の今」を知ってもらう。

- ・フィールドツアーにおいて、福島県内テレビ局とタイアップし、県内テレビ局および在京キー局の番組内でツアーの模様を紹介する。
- ・マスメディアのウェブサイト、ツアー及びブース出展の模様を紹介する記事体広告を掲載する。マスメディアの取材力・編集ノウハウを活用した編集記事スタイルの広告により、多くの人へ効果的に「大熊町の今」を伝える。
- ・ツアーの告知および参加者を募集する記事を、マスメディアまたはそのマスメディアのウェブサイトに掲載する。
- ・ツアーの模様を紹介する実施記事および採録記事を、マスメディアまたはそのマスメディアのウェブサイトに掲載する。
- ・イベント出展内容を紹介する記事を、マスメディアおよびそのマスメディアのウェブサイトに掲載する。
- ・イベント出展内容を紹介する記事を、マスメディアが発行するフリーマガジンに掲載する。
- ・イベント等のメディア向けリリースにて、ブース出展内容を発信する。
- ・イベント等のホームページおよび会場配布パンフレットにおいて、ブース出展内容を紹介する。
- ・インフルエンサーを起用し、ツアーやイベントへの参加・体験を通じて、YouTube や Instagram 等で動画・写真コンテンツを制作・発信する。発信したコンテンツは公開後も継続的に閲覧できるようにし、大熊町の復興や農業、食の魅力を伝えるデジタルアーカイブとして活用する。

(2) 上記企画の実施運営

上記(1)で企画立案した各施策について、企画書及び実施運営計画書を作成するとともに、実施運営体制を整備し、各施策を実施する。

- ① 上記立案の各施策の企画書
- ② 上記立案の各施策の実施運営体制
- ③ 上記立案の各施策の実施運営計画書

4. 提出書類

受託者は、次の書類を町が指定する日までに提出しなければならない。

- (1) 委託業務着手届 (別記第1号様式) 1部
- (2) 業務責任者通知書 (別記第2号様式) 1部
- (3) 委託業務完了届 (別記第3号様式) 1部
- (4) 業務完了報告書 (自由様式) 1部

受託事業者は、業務が完了したときは、速やかに完了報告書を作成し、紙媒体及び電子媒体 (DVD 等) で1部ずつ提出しなければならない。

5. 契約に関する条件等

(1) 機密保持

受託者は、本契約中に知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(2) 再委託について

ア 受託者は、本契約の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、予め書面により町の承諾を得た場合にはこの限りではない。

イ 承諾された場合であっても、受託者が負担する義務と同等の義務を当該委託先に負わせるものとする。

6. その他

(1) 本仕様に定めのない事項等

受託者は本業務委託の実施にあたり、不明な点や変更点、本仕様書等に定めのない事項が発生したときは、町と協議の上、決定するものとする。

(2) 留意事項

ア 本業務委託に係る書類については、他の業務と混同しないよう区分し保管すること。

イ 関係書類等については本業務委託終了年度から最低5年間保管すること。

ウ 受託者は、本業務委託に係る会計実地検査が実施される場合には、町に協力しなければならない。

エ 本業務委託に関連し、受託者の故意または過失等受託者の責により町に損害が生じた場合には、受託者は町に対してその損害を賠償しなければならない。

オ 本業務委託により得られた知的財産権 (特許権、実用新案権、意匠権、プログラム、データベースに関わる著作権等権利化された無体財産及びノウハウ等) は発注者に帰属する。ただし、受託者が以前より独自に運営しているサービス等に関連しているものについてはこれに該当しないものとする。